

社会福祉法人民生博愛会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

一般事業主行動計画

平成28年4月1日に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、計画期間中の行動計画を次のとおり策定し、計画の実現に向けた取り組みを進めます。

1. 計画期間

令和5年3月1日～令和8年3月31日(3か年)

2. 計画の目標項目

目標1:管理・監督職員への女性の登用

性別を問わず、能力を有する女性職員を積極的に登用します。

目標2:労働時間管理の徹底

(1)有給休暇取得率の向上

1人当たりの取得率を平均60%以上とします。

職員に対し周知啓発を行い、休暇を取りやすい職場づくりを進めます。

(2)時間外労働時間数の縮減

充足する人員配置及び計画的なシフト作成により、時間外労働時間の縮減に努めます。

目標3:育児休暇・介護休暇取得の推進

男女問わず、育児休暇取得率100%を目指します。職員に対し周知啓発を行い、男女平等の育児休暇取得を奨励します。また、介護休暇を取得しやすい職場づくりを進めます。

目標4:働きやすい職場環境づくり

(1)健康づくりの促進

職員の健康の維持・向上を図るため、定期健康診断の受診率の向上を目指します。

(2)職場環境の改善

職員の意見を尊重しながら、より働きやすい職場となるようハード・ソフト両面に亘る環境改善に努めます。

3. 計画の見直し

毎年度、年度終了後に進捗状況の点検を行い、その都度必要な計画の見直しを進めます。